

山口県産業廃棄物税条例施行規則

平成十五年十一月七日
山口県規則第七十九号

(趣旨)

第一条 この規則は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。)及び山口県産業廃棄物税条例(平成十五年山口県条例第四十号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(課税標準の端数計算)

第二条 産業廃棄物税の課税標準たる重量を測定する場合において、その重量に○・○○一トン未満の端数があるとき又はその全重量が○・○○一トン未満であるときは、その端数又はその全重量を切り捨てる。条例第六条ただし書の規定により換算して得た重量についても同様とする。

(条例第六条ただし書の規則で定める場合)

第三条 条例第六条ただし書の規則で定める場合は、課税対象産業廃棄物の重量の測定が困難であって、かつ、当該課税対象産業廃棄物の容量の測定が可能である場合とする。

(課税対象産業廃棄物の重量への換算方法)

第四条 条例第六条ただし書の場合における課税対象産業廃棄物の重量は、次の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類(当該種類ごとの容量を測定することができない課税対象産業廃棄物にあっては、その主たる課税対象産業廃棄物の種類)に応じ、それぞれ同表の下欄に定める換算係数(産業廃棄物の容量一立方メートル当たりのトン数をいう。以下同じ。)を当該課税対象産業廃棄物の容量に乗じて得た重量とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
燃え殻(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第四項第一号に規定する燃え殻をいう。)	一・一四
汚泥(廃棄物処理法第二条第四項第一号に規定する汚泥をいう。)	一・一〇
廃油(廃棄物処理法第二条第四項第一号に規定する廃油をいう。)	〇・九〇
廃プラスチック類(廃棄物処理法第二条第四項第一号に規定する廃プラスチック類をいう。)	〇・三五
紙くず(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第二条第一号に規定する紙くずをいう。)	〇・三〇
木くず(廃棄物処理法施行令第二条第二号に規定する木くずをいう。)	〇・五五
繊維くず(廃棄物処理法施行令第二条第三号に規定する繊維くずをいう。)	〇・一二

動物又は植物に係る固形状の不要物(廃棄物処理法施行令第二条第四号に規定する動物又は植物に係る固形状の不要物をいう。)	一・〇〇
獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物(廃棄物処理法施行令第二条第四号の二に規定する獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物をいう。)	一・〇〇
ゴムくず(廃棄物処理法施行令第二条第五号に規定するゴムくずをいう。)	〇・五二
金属くず(廃棄物処理法施行令第二条第六号に規定する金属くずをいう。)	一・一三
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃棄物処理法施行令第二条第七号に規定するガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずをいう。)	一・〇〇
鉱さい(廃棄物処理法施行令第二条第八号に規定する鉱さいをいう。)	一・九三
コンクリートの破片その他これに類する不要物(廃棄物処理法施行令第二条第九号に規定するコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。)	一・四八
動物のふん尿(廃棄物処理法施行令第二条第十号に規定する動物のふん尿をいう。)	一・〇〇
動物の死体(廃棄物処理法施行令第二条第十一号に規定する動物の死体をいう。)	一・〇〇
ばいじん(廃棄物処理法施行令第二条第十二号に規定する集じん施設によって集められたばいじんをいう。)	一・二六
廃棄物処理法施行令第二条第十三号に規定する廃棄物	一・〇〇

(特別徴収義務者の指定通知)

第五条 県税事務所長は、条例第九条第二項の規定により、同条第一項の者のほか、徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定したときは、その旨を産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書(別記第一号様式)により、当該特別徴収義務者に通知しなければならない。

(条例第十二条第一項の担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続)

第六条 条例第十二条第一項の規則で定める要件は、同条の規定による徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした自前三年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実と認められることとする。

2 施行令第六条の十の規定は、条例第十二条第一項の規定により徴する担保の提供手続について適用があるものとする。

(書類の様式等)

第七条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 条例第十条第一項の納入申告書 産業廃棄物税納入申告書(別記第二号様式)

- 二 条例第十二条第二項の申請書 産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書(別記第三号様式)
- 三 条例第十二条第三項の産業廃棄物税特別徴収義務者証(別記第四号様式)
- 四 条例第十二条第七項の規定による届出の文書 産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届出書(別記第五号様式)
- 五 条例第十三条第二項の申請書 産業廃棄物税徴収猶予申請書(別記第六号様式)
- 六 条例第十二条第三項の規定により適用があるものとされる法第十五条の二の二第一項の規定による通知の文書 産業廃棄物税徴収猶予承認通知書(別記第七号様式)
- 七 条例第十三条第二項の申請書 産業廃棄物税還付申請書(別記第八号様式)又は 産業廃棄物税納入義務免除申請書(別記第八号様式)
- 八 条例第十四条第一項の申告書 産業廃棄物税納付申告書(別記第二号様式)
- 九 条例第十五条の修正申告書 産業廃棄物税修正申告書(別記第九号様式)
- 十 条例第十六条第二項の申請書 産業廃棄物税納税者登録申請書(別記第十号様式)
- 十一 条例第十六条第三項の規定による通知の文書 産業廃棄物税納税者登録通知書(別記第十一号様式)
- 十二 条例第十六条第四項において準用する条例第十二条第七項の規定による届出の文書 産業廃棄物税納税者登録事項変更届出書(別記第五号様式)
- 2 前項第二号の産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書及び同項第十号の産業廃棄物税納税者登録申請書には、産業廃棄物処分業許可証又は特別管理産業廃棄物処分業許可証の写しを添付しなければならない。

(減免申請書等)

- 第八条 条例第十七条第二項の申請書は、産業廃棄物税減免申請書(別記第十二号様式)による。
- 2 県税事務所長は、前項の申請書の提出があった場合において、当該申請に係る県税の減免を承認したときは、産業廃棄物税減免承認通知書(別記第十三号様式)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(条例第十八条第一項の知事が必要があると認める事項)

- 第九条 条例第十八条第一項の知事が必要があると認める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 産業廃棄物が最終処分場へ搬入された日ごとの課税対象産業廃棄物の種類
- 二 産業廃棄物が最終処分場へ搬入された日ごとの、課税対象産業廃棄物のうち条例第五条の規定により産業廃棄物税を課されない産業廃棄物の重量及び種類
- 三 課税対象産業廃棄物を最終処分場へ搬入した者の氏名又は名称
- 四 最終処分場へ搬入された課税対象産業廃棄物に係る廃棄物処理法第十二条の三第一項に規定する産業廃棄物管理票の交付番号

(更正及び決定の通知)

- 第十条 次の各号に掲げる通知は、それぞれ当該各号に定める書類によりするものとする。

- 一 法第七百三十三条の十六第四項の規定による課税標準たる重量及び税額を更正し、又は決定した場合の通知 産業廃棄物税更正通知書(別記第十四号様式)又は産業廃棄物税決定通知書(別記第十四号様式)
- 二 法第七百三十三条の十八第六項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額を決定した場合の通知 産業廃棄物税加算金決定通知書(別記第十四号様式)
- 三 法第七百三十三条の十九第四項の規定による重加算金額を決定した場合の通知 産業廃棄物税加算金決定通知書(別記第十四号様式)

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第五七号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第三一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年規則第七九号)

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二五年規則第五七号)

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則(平成二六年規則第二八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年規則第六七号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の山口県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式による産業廃棄物税納入申告書等を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二八年規則第二号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年規則第一一号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の山口県産業廃棄物税条例施行規則に定める様式による産業廃棄物税徴収猶予申請書等を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二八年規則第三九号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別記第1号様式(第5条関係)

産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書

第 年 月 日

様

県税事務所長 印

山口県産業廃棄物税条例第9条第2項の規定により、下記のとおり産業廃棄物税の特別徴収義務者として指定します。

記

最終処分場	名 称	
	所在 地	
特別徴収 義務者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
指 定 年 月 日		年 月 日
指 定 理 由		

注1 この処分があったことを知った日から5日以内に、特別徴収義務者としての登録の申請をしてください。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式(第7条関係)

産業廃棄物税 納入申告書
納付

県税	賦課番号	申告	※申告年月日	※確認印	
年月日 県税事務所長様	最終処分場 特別徴収義務者又は納税者	名 称			
		所 在 地	(電話 局 番)		
		氏 名			(印)
		住 所	(電話 局 番)		
個人番号又は 法 人 番 号					
山口県産業廃棄物税条例 第10条第1項 第14条第1項		の規定により、下記のとおり産業廃棄物税に ついて申告します。			
記					
実績月	年	月分	期間	年月日から 年月日まで	
課税対象産業廃棄物の重量		①	トン		
条例第5条の規定により産業廃棄物税を課されない 産業廃棄物の重量		②			
課税標準たる重量(①-②)		③			
③のうち特別徴収に係る重量		④			
③のうち申告納付に係る重量		⑤			
納入すべき産業廃棄物税額(④×1,000円)			円		
納付すべき産業廃棄物税額(⑤×1,000円)					

注1 特別徴収義務者又は納税者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 特別徴収義務者又は納税者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあっては、同条第15項に規定する法人番号)を記入してください。

なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

3 ※印欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式(第7条関係)

産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書

年 月 日

県税事務所長 様

申 請 者 氏 名 (特別徴収義務者)	郵 便 番 号 住 所	印
	(電話 局 番)	
	個人番号又は 法 人 番 号	

山口県産業廃棄物税条例第11条第1項の規定により、下記のとおり産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録を申請します。

記

最 終 処 分 場	名 称			
	所 在 地	(郵便番号)		(電話 局 番)
	規 模	面 積	^{m²}	
事 業 開 始 年 月 日	年 月 日			
最終処分場の位置の略図			備 考	
※特別徴収義務者登録番号				
※特別徴収義務者賦課番号				
※特別徴収義務者証受領者氏名				

添付書類

産業廃棄物処分業許可証又は特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し

注1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

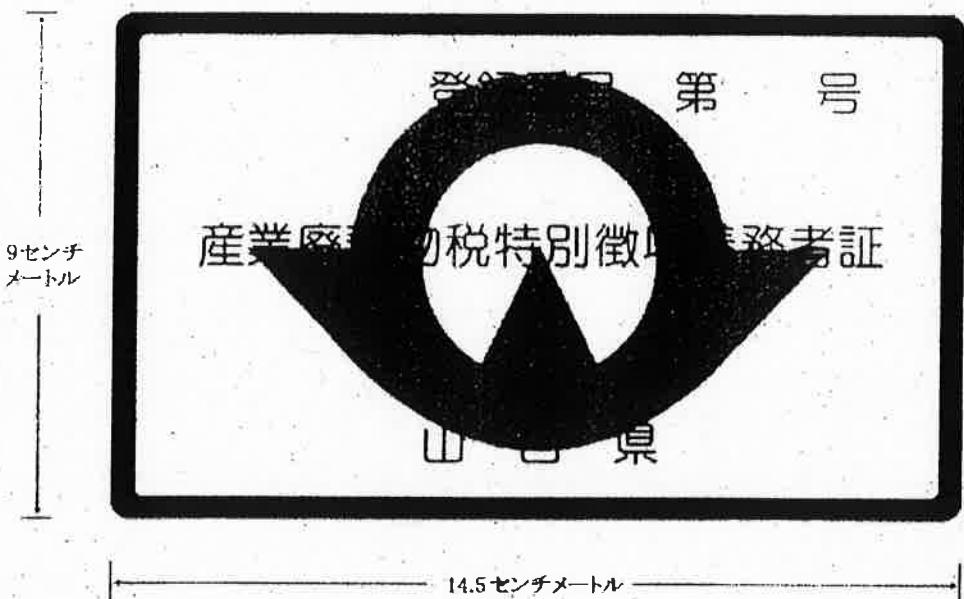
2 申請者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあっては、同条第15項に規定する法人番号)を記入してください。

なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

3 ※印欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式(第7条関係)



備考 アルミはく製とし、地色は銀色とし、外枠は緑色とし、県旗の旗章の模様は緑色とし、文字は黒色とすること。

第5号様式(第7条関係)

産業廃棄物税 特別徴収義務者
納 稅 者 登録事項変更届出書

年 月 日

県税事務所長様

郵便番号

住所 所

届出者氏名

(印)

(特別徴収義務者又は納税者)(電話局番)

個人番号又は
法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--

下記のとおり産業廃棄物税の特別徴収義務者に係る登録事項に変更を生じたので、
納 税 者

山口県産業廃棄物税条例 第11条第7項
第16条第4項において準用する同条例第11条第7項 の規定により
届け出ます。

記

登録番号			賦課番号			
最終処分場	名称					
	所在地	(郵便番号)				(電話局番)
変更に係る事項	変更の内容			変更年月日		
	変更前	変更後				年 月 日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日

注1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 届出者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあっては、同条第15項に規定する法人番号)を記入してください。

なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第6号様式(第7条関係)

産業廃棄物税徴収猶予申請書

年月日

県税事務所長様

申 請 者
(特別徴収義務者)
郵便番号
住 所
(電話)
法 人 番 号

(印)

下記のとおり産業廃棄物税の徴収猶予の承認を受けたいので、山口県産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により申請します。

記

最終処分場	名 称				
	所 在 地				
納入すべき税額及び徴収猶予申請税額	年 月 実績分	納期限	年 月 日	申 告 税 額	円
	納 期 内 納 入 額			円	徴収猶予申請税額
徴収猶予申請税額の分納の期限及び税額	第1次	猶予期限	年 月 日	猶 予 税 額	円
	第2次	猶予期限	年 月 日	猶 予 税 額	円
申 請 理 由					
申 請 に 係 る 証 拠 書 類					
納 税 担 保					

注1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 申請者の法人番号は、申請者が法人の場合にのみ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記入してください。

(印)

備考 用紙の大きさは、縦18.2センチメートル、横21.0センチメートルとする。

第7号様式(第7条関係)

産業廃棄物税徴収猶予承認通知書

住 所(所在地)	
氏 名(名 称)	様

第
年
月
県税事務所長
印

年 月 日付けで申請のあった
年 月実績分の産業廃棄物税の徴収猶予については、山
口県産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により、下記のと
おり承認します。

記

区 分	猶 予 期 限	猶 予 税 額
第1次	年 月 日	円
第2次	年 月 日	円

備考 用紙の大きさは、縦11.5センチメートル、横21.0センチメートルとする。

第8号様式(第7条関係)

産業廃棄物税
還付
納入義務免除
申請書

年 月 日

県税事務所長様

郵便番号
住所 所
申 請 者 氏 名 (印)
(特別徴収義務者) (電話 局 番)
個人番号又は
法 人 番 号

下記のとおり産業廃棄物税の還付を受けたいので、山口県産業廃棄物税条例
第13条第1項の規定により申請します。

記

最終処分場	名 称				
	所 在 地				
還付又は 納入義務 の免除に 係る産業 廃棄物税	年 月 実績分	納期限	年 月 日	申告税額	円
納 入 税 額			円	未 納 額	円
受け取ることが できなくなった 料金及び税額		料 金		税 領	
天災等により 失った税額		円		円	
還付又は納入義務の免除の 申請金額					円
申 請 理 由					
申 請 に 係 る 証 持 書 類					

注1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 申請者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあっては、同条第15項に規定する法人番号)を記入してください。

なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第9号様式(第7条関係)

産業廃棄物税修正申告書

県税	賦課番号	申告	※申告年月日	※確認印	
年 月 日 県税事務所長様	最終処分場	名 称			
		所 在 地	(電話 局 番)		
	納 税 者	氏 名			印
		住 所	(電話 局 番)		
個人番号又は 法 人 番 号					
山口県産業廃棄物税条例第15条の規定により、下記のとおり申告します。 記					
実 績 月	年	月 分	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
課税対象産業廃棄物の重量				① トン	
条例第5条の規定により産業廃棄物税を課されない 産業廃棄物の重量				②	
課税標準たる重量 (①-②)				③	
③のうち申告納付に係る重量				④	
納付すべき産業廃棄物税額 (④×1,000円)				⑤ 円	
既に納付の確定した産業廃棄物税額				⑥	
今回納付すべき産業廃棄物税額 (⑤-⑥)					

注1. 納税者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

2. 納税者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあっては、同条第15項に規定する法人番号)を記入してください。

なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

3. ※印欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第10号様式(第7条関係)

産業廃棄物税納税者登録申請書

年 月 日

県税事務所長様

申請者 (納税者)	氏名 (電話)	郵便番号 住所 所名	印
		個人番号又は 法人番号	

山口県産業廃棄物税条例第16条第1項の規定により、下記のとおり産業廃棄物税の納税者としての登録を申請します。

記

最終処分場	名称			
	所在地	(郵便番号) (電話 局 番)		
	規模	面積	m ²	
	埋立容量	m ³		
中間処理施設	名称			
	所在地	(郵便番号) (電話 局 番)		
条例第14条第1項ただし書に規定する埋立処分の事業の開始年月日				年 月 日
最終処分場の位置の略図		備考		
※納税者登録番号				
※納税者賦課番号				

添付書類

産業廃棄物処分業許可証又は特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し

注1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 申請者の個人番号又は法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人にあっては、同条第15項に規定する法人番号)を記入してください。

なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。

3 ※印欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第II号様式(第7条関係)

産業廃棄物税納税者登録通知書

第 年 月 日

様

県税事務所長 印

年 月 日付けの申請については、山口県産業廃棄物税条例第16条第3項の規定により、下記のとおり納税者として登録しました。

記

最終処分場	名 称		
	所 在 地		
納 税 者	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)		
登 錄 番 号		登録年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第12号様式(第8条関係)

産業廃棄物税減免申請書

年 月 日

県税事務所長様

郵便番号
住所 所名 (印)
申請者 氏名 (電話局番)
(納税者)

法人番号

山口県産業廃棄物税条例第17条第1項の規定により、下記のとおり産業廃棄物税を減免されるよう申請します。

記

申告に係る年月	税額	減免申請額	備考
年 月実績分	円	円	
減免を受けようとする理由			

添付書類

減免を受けようとする理由を証明する書類

注1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 申請者の法人番号は、申請者が法人の場合にのみ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第13号様式(第8条関係)

産業廃棄物税減免承認通知書

第 号
年 月 日

様

県税事務所長 印

年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税の減免については、山口県産業廃棄物税条例第17条第1項の規定により、下記のとおり減免を承認します。

記

申告に係る年月	税額	減免額	差し引き納付すべき税額
年 月実績分	円	円	円
備考			

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第14号様式(第10条関係)

正定定期決算通知書
更決加算金決

第 号
年 月 日

樣

県税事務所長 印

課税標準たる重量
産業廃棄物税の税額について、下記のとおり更正決定したので、不足金額(Ⓐ、Ⓑ)
及び加算金額(Ⓓ、Ⓔ、Ⓕ、Ⓖ、Ⓗ、Ⓣ)を納期限までに納めてください。

記

年 度	年度	賦課番号			実績年月	年 月分
区 分		申 告①	更正又 は決定 ②	再更正③	過 不 足	②-① 又は③-②
課税対象産業廃棄物の重量	(イ)	トン	トン	トン		トン
条例第5条の規定により産業廃棄物税を課されない産業廃棄物の重量	(ロ)					
課税標準たる重量	(ハ)					
(ハ)のうち特別徴収に係る重量	(ニ)					
(ハ)のうち申告納付に係る重量	(ホ)					
特別徴収に係る税額 1,000円×(ニ)		円	円	円	(ヘ)	円
申告納付に係る税額 1,000円×(ホ)					(ト)	
過少申告加算金額	納入分				(チ)	
	納付分				(リ)	
不申告加算金額	納入分				(ヌ)	
	納付分				(ル)	
重加算金額	納入分				(ヲ)	
	納付分				(ワ)	
納入し、又は納付すべき金額 (ヘ)+(ト)+(チ)+(リ)+(ヌ)+(ル)+(ヲ)+(ワ)						
更正又は決定の根拠					不足金額及び加算金額の納期限	
納入し、又は納付する場所	県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関 県税事務所				年 月 日	
備 考						

注1 不足金額については、申告納入期限又は申告納付期限の翌日から納入又は納付の日までの期間の日数に応じ、不足金額(1,000円未満の端数があるとき又は全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書に指定された納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とする。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)を乗じて計算した金額の延滞金(100円未満の端数があるとき又は全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。